

水道事業所が

4月1日から
移転します。

市水道事業所が4月1日から登米総合支所庁舎に移転します。移転に伴い住所が変わりますが、手続き関係やサービス、電話番号などはこれまでと変わりません。水道事業所が入ることとなった「登米総合支所庁舎」は、「登米市役所登米庁舎」に変更となります。



水道事業所の新しい事務所となる登米総合支所庁舎（4月1日から登米市役所登米庁舎）

水道事業所移転に伴う変更点

- 水道事業所の住所が変更となります。
旧 ☎987-0702 登米市登米町寺池辺室山27番地
↓
新 ☎987-0792 登米市登米町寺池日子待井381番地 1
※手続き関係やサービス、電話・ファックス番号はこれまでどおりです。
- 休日の料金支払窓口が廃止になります。休日に料金を支払う場合は、お近くのコンビニエンスストアをご利用ください。
※ただし、納入期限を過ぎた支払通知書は、平日の水道事業所窓口だけの取り扱いとなりますので、ご注意ください。

こんなときはお気軽にご相談を！

- ◎水道料金について
- ◎引っ越しするとき
- ◎水道の使用を中止するとき
【問い合わせ】 水道業務課業務係 ☎0220 (52) 3311
- ◎道路で漏水を見つけたとき
- ◎水道工事をするとき
【問い合わせ】 水道業務課施設係 ☎0220 (52) 3312
- ◎水道経営について
【問い合わせ】 水道管理課経営管理係 ☎0220 (52) 3313
- ◎入札について
【問い合わせ】 水道管理課出納管財係 ☎0220 (52) 3314

安心してご利用ください

「水道法の水質基準にすべて適合」

水道事業所では、市民皆さんにより安全で質の高い水をお届けするため、定期的に水道水の水質検査を行っています。

今回は、水質検査計画に基づき、浄水場や市内の22カ所の給水栓（蛇口）を中心に50の基準項目と、水源である北上川や迫川の水質検査を実施しました。

すべての検査個所で基準値以下の結果が出ており、安全

で安心な水であることが確認されました。

また、水道法に定められている水質管理目標項目【表】や検討項目でも、基準値以下となっており、

なお、詳しい水質検査結果

や18年度検査計画については、市ホームページに4月以降に掲載する予定です。

【問い合わせ】
水道事業所浄水課
☎0220 (52) 2640

☎0220 (52) 2640

水道の使用開始、休止は3日前までにご連絡を！

3月から5月にかけては、転勤・就職による引っ越しや、育苗用ビニールハウスの開始・休止などにより、水道の使用開始や休止の申し込みが多く窓口が大変込み合います。当日に申し込みをしても、お伺いできない場合がありますので、ご希望する日の3日前までに電話でご連絡ください。なお、手続きのときは次の事項をお知らせください。

- ①料金コード（水道使用水量のお知らせ）などをご確認ください。
- ②住所（アパート名・部屋番号）、氏名、電話番号

届け出を忘れると、使用していないのに水道料金の請求を受けたり、前に使用していた人の名前で料金が請求されたりすることがあります。申し込みは忘れないようお願いします。

【問い合わせ】

水道業務課業務係
☎0220 (52) 3311



浄水場の水質検査の様相

■表 水質管理目標項目の検査結果

分類	水質項目	目標値	検査結果
農業	農業101項目	101項目の検出値の総和が1mg/l以下	全浄水場で不検出
環境ホルモン	ダイオキシン類（保呂羽浄水場のみ実施）	1pg/l以下	原水0.071pg/l 浄水0.0041pg/l いずれも指針値の1/10以下で問題はありせん
クリプトスポリジウム対策	クリプトスポリジウム・ジアルジア（塩素消毒に強い原虫）	検出されないこと	北上川原水と大萱沢原水からジアルジアが検出されましたが、浄水からは検出されませんでした

【単位の説明】 ①単位のmg/lはミリグラムパーリットルと読み、水1リットルに1mg入っていると1mg/lになります②pgはピコグラムと読み、1兆分の1グラムを表します

